

コンプライアンス&リスクマネジメント

カシオグループ倫理行動規範を基盤として、公益通報ホットライン、リスクマネジメントの体制を運営することで、これらを三位一体としてコンプライアンスマネジメントを推進しています。

カシオグループ倫理行動規範

カシオではカシオ人の社内外に対する約束条項として「カシオグループ倫理行動規範」を定めています。この規範は役員および従業員の一人ひとりが、業務遂行上はもとより日常においても、倫理・法令に基づいて行動するうえでの具体的な判断の拠りどころとなるものです。

この規範は国内のグループ会社はもちろんのこと、昨今の急速なグローバル化の進展にともない、この規範を英文・中文の他、必要に応じて各国の現地語に翻訳され、海外のグループ会社にも適用されています。

カシオは2008年の規範の改定を機に、より一層の理解と浸透を目的として、グループ全体を対象にしたコンプライアンスに関する教育を実施しています。また、この教育とあわせて隔年にコンプライアンスに関するアンケートを実施し、問題点の集約と公開による改善を促進しています。

倫理行動規範の項目

1. 目的

2. 基本方針

3. 行動規範

- | | |
|--------------------|---------------|
| 3-1. 倫理・法令の遵守 | 3-6. 情報の保護 |
| 3-2. 人権の尊重 | 3-7. 環境の保全 |
| 3-3. お客様への安全・安心の提供 | 3-8. 企業情報の開示 |
| 3-4. 公正な競争と取引 | 3-9. 社会的秩序の維持 |
| 3-5. 公私の区別 | 3-10. 社会貢献活動 |

4. 規範の実践

5. 違反に対する措置

カシオグループ倫理行動規範

リスクマネジメント

カシオでは「リスク管理基本方針」に基づき、リスクマネジメントを効率的に推進するリスク管理システムを構築しており、運営体制としてリスク管理委員会を設置し、コンプライアンスリスクに重点を置いて管理活動を推進してきました。

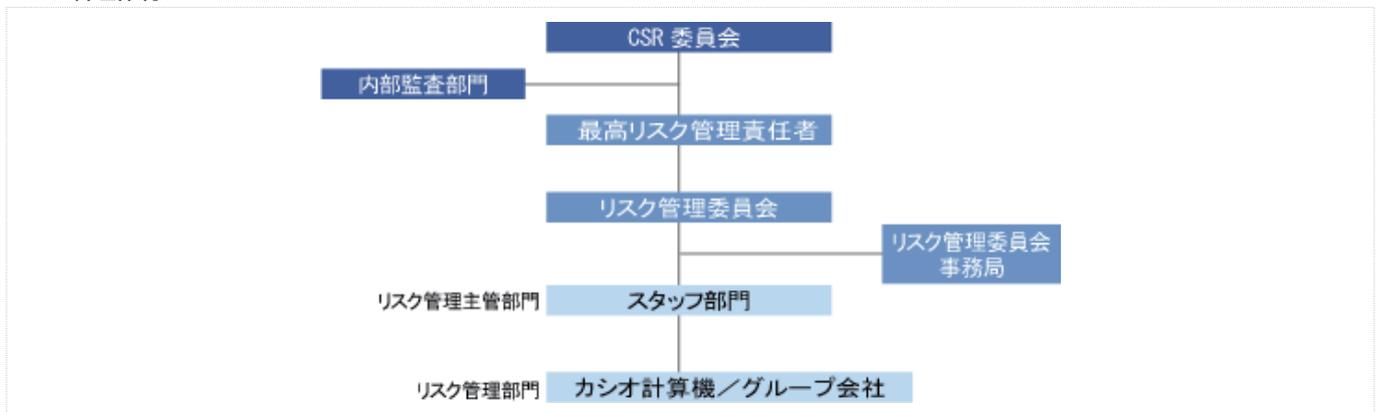
初年度である2007年度には、カシオが事業を推進する上で関連する70法令を抽出するとともに、各法令に対する対応状況について棚卸しを行いました。このうち、マネジメントサイクルの運用状況やマニュアルの整備状況を考慮しながら、リスクの発生可能性と経営への影響度から重要性を分析し、重要度の高いリスクから優先的に対策を整備。

そして、2010年度からはこのリスクマネジメントの機能を「CSR委員会」に移管しています。

リスクマネジメントの運用は、リスクに最も関連する役割を担う部門を主管部門として設定し、その主管部門がリスク対策プログラムを策定。委員会事務局がそのプログラムの進捗管理を行い、監査部門が内部監査をしたうえで、最終的な整備状況を確認するという仕組みに基づいて推進してきました。

この結果、対応状況に不備があり、かつ重要度が高いと認識したリスクは、2007年度には19種類ありましたが、2010年度末までにすべてのリスクについて所定の対策を整備することができました。これにより、従来のリスク管理の推進方法を改め、委員会事務局がこれまで整備したリスクを定期的にモニタリングし、マネジメントサイクルの推進状況に不備がないか確認する体制に移行しています。

リスク管理体制



緊急事態への対応

カシオでは不測の事態に会社組織として対応していくために、役員・従業員とその家族の安全確保、企業資産の保全、および事業活動の継続を主眼として、従来から「危機管理マニュアル」を制定し、運用しています。事業環境変化に対しては逐次、マニュアルのアップデートを行い、合わせて具体的な取り組みも行っています。具体的な事例は以下のとおりです。

- ・従業員参加による定期的な避難訓練と普通救命講習の実施
- ・緊急支援キットの従業員への配布、災害備蓄品の追加導入
- ・反社会的勢力排除のための体制構築
- ・地域社会との連携による防災訓練並びに、災害時の一時避難場所としての公開空地の提供など

特に2011年3月に発生した東日本大震災は従来の想定をはるかに超える事態が生じたため、被災地の営業拠点への訪問インタビューや、本社や現地の緊急対応・支援活動について被災者の視点での検証を行なうことによって、さまざまな改善点を抽出したうえで、首都直下型の大規模震災に対応した「危機管理マニュアル」にリニューアルを行ないました。また、従業員の家族に向けて「震災対策ハンドブック」を作成し、家庭内での震災対策についての理解を深め、準備をすすめるよう周知しました。

システムの災害対策

2011年3月に起きた東日本大震災による停電リスク等、今まで以上に災害への対策が重要となっています。カシオでは、企業内データセンターだけでなく、免震構造で自家発電を備えたより堅牢な外部データセンターを活用しています。

さらに企業内クラウドにこだわらず、業務内容やサービスに応じて積極的に「パブリッククラウド」を活用することで、災害リスクの低減を図っています。2010年6月に、「間接材購買システム」を外部サービスに移行。また、従業員にとって重要なコミュニケーションツールである「電子メールシステム」も2011年10月に外部サービスに移行しました。

情報セキュリティ

カシオは、お客様をはじめ、企業活動に関連するステークホルダーの方々よりお預かりする情報の保護を、重要な社会的責務として認識し、重要情報の保護に努めてきました。特に、個人情報保護法の全面施行を踏まえ、「個人情報保護体制」を構築するとともに、Webサイトにてプライバシーポリシーを公開し、個人情報を安全・適正に取り扱う体制づくりの一環として、カシオ計算機は2005年12月にプライバシーマーク※の認定を受けました。



認定後は、個人情報保護マネジメントシステムによる年間計画の策定、全従業員の教育および誓約、個人情報の定期棚卸、情報システムにおけるアクセス管理、委託先の監督、内部監査などのPDCAサイクルを適切に実行し、更新認定を継続しています。

2011年度は、年末を「情報セキュリティ月間」と位置付け、メール誤送信などの身近な事故防止について「セキュリティ標語」を作り、キャンペーンポスターを作成して社内に掲載するなど、従業員への一層の注意喚起を実施しました。

一方全社の情報資産を預かる情報システム部門においては、その専門性における役割責任の評価のため、2007年11月に情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）の認定を受けました。その後情報セキュリティ向上・さらなる有効性の改善、リスク低減活動のPDCAサイクルの実行を継続し、2012年2月の定期審査により情報セキュリティマネジメントシステムの適合性・有効性が改めて評価しなおされました。

※プライバシーマーク：個人情報の取り扱いについて、適切な保護措置を講じる体制を整備している事業者に対して一般財団法人日本情報経済社会推進協会が評価・認定し、プライバシーマークを付与し、その使用を許諾する制度。

公益通報ホットライン

カシオでは、コンプライアンスを担保する目的で、2006年4月に「公益通報ホットライン」を立ち上げて以来、社内外に設置した窓口機能を通じて、中立で公正な対応を図ってきました。

分け隔てなく、すべての相談、通報に対応すること、不適切な行為に対しては毅然とした対応を図ることを基本として、リスクが現実的な問題に拡大する前に予防を施すことに力を注いでいます。

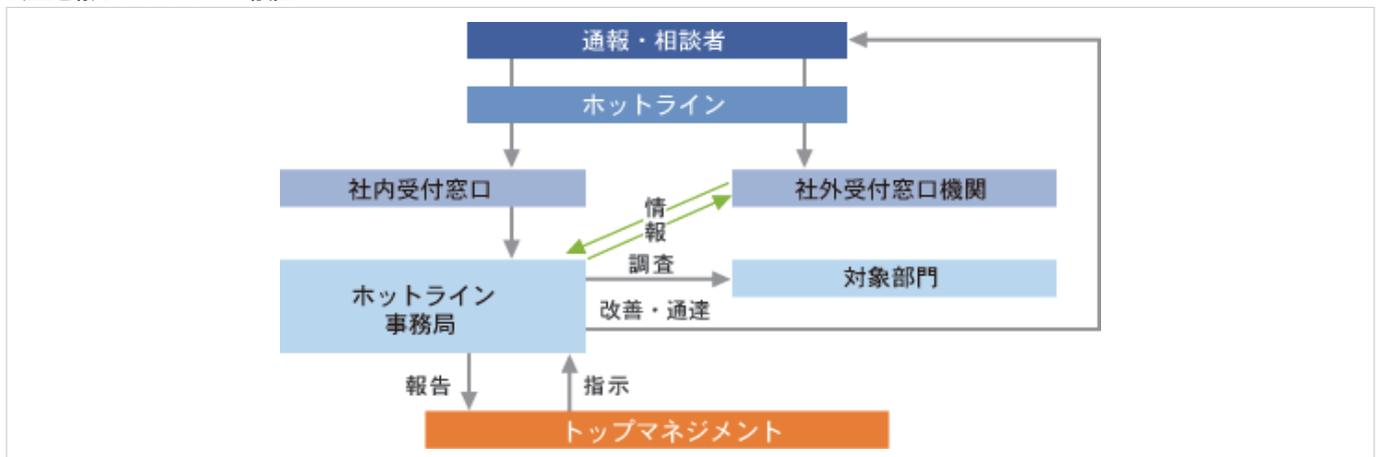
通報件数は、2011年度は7件ありました。いずれも、通報者との面談、通報内容に即した調査活動および是正処置を実施し、解決を図りました。

通報件数は年度を追うごとに減少しておりますが、本当に通報すべき問題がなくなったのか、または通報することに不安があって本当の問題が隠れているのか、検証する必要があります。2012年度は本制度の浸透定着を目的として、社内に設置した公益通報者保護のホームページを、さらに内容を充実させ、従業員への理解の促進に努めるとともに通報件数が減少している理由を掘り下げる予定です。

<通報内容内訳>

職場の人間関係に関するもの	4件
社内ルールに関するもの	2件
その他	1件

公益通報ホットラインの設置



輸出管理

輸出管理（正式には安全保障輸出管理）とは、国際的な平和と安全の維持を目的とし、大量破壊兵器や通常兵器の開発などに転用される恐れのある貨物・技術の輸出を規制することで、懸念国や地域、テロ組織にそれらが渡ることを防ぐためのものです。

カシオ計算機は1987年、輸出管理を適切に実施するために「カシオ計算機安全保障輸出管理プログラム（コンプライアンスプログラム）」を自主管理規程として策定し、以来、法令の改正の都度、これを改定し今日に至っています。

コンプライアンスプログラムを確実に実施するための社内体制として、関係部門に輸出管理責任者を配置し、プログラムの確実な遂行に努めています。

2010年4月の「輸出者等遵守基準」の施行に伴い、国内グループ会社に対する教育活動を強化するなど、関係法令の改正などに呼応して、法令遵守の徹底を図るとともに毎年の自主監査により、体制の維持管理に努めています。

また、国内法のみならず米国の再輸出規制に対する管理体制も整え、海外グループ会社への輸出管理教育を推進するなどグローバルに輸出管理の拡充に取り組んでいます。

独占禁止法・景品表示法など遵守の取り組みについて

適正な取引および公正・透明・自由な競争を推進するためには、「独占禁止法」「景品表示法」などの関係法令の正しい理解が必須であることから、カシオ計算機の営業部門では、同法に対するコンプライアンス体制の強化を図っています。

カシオ計算機の国内営業部門では、従業員講師によるコンプライアンス講習会を継続して開催し、2011年度は本社・国内各地営業所において13回開催し、計819名の従業員が受講。公正取引への理解の浸透を図りました。また、適正かつ公正な競争・取引を推進するツールとして、常時携帯できる「営業コンプライアンスカード」を国内営業に携わる従業員に配布しました。カードには判断に迷った場合の倫理・コンプライアンステストや相談窓口、通報窓口などが明記されており、事前相談ができる体制を構築して法令遵守に取り組んでいます。

カシオ計算機の海外営業部門では、2008年度より、競争法の講習の受講を同部門の従業員全員に義務付け、実施しています。

カシオ営業コンプライアンスカード

